

令和7年度
武豊町重層の支援体制整備事業実施計画

令和7年3月

武豊町

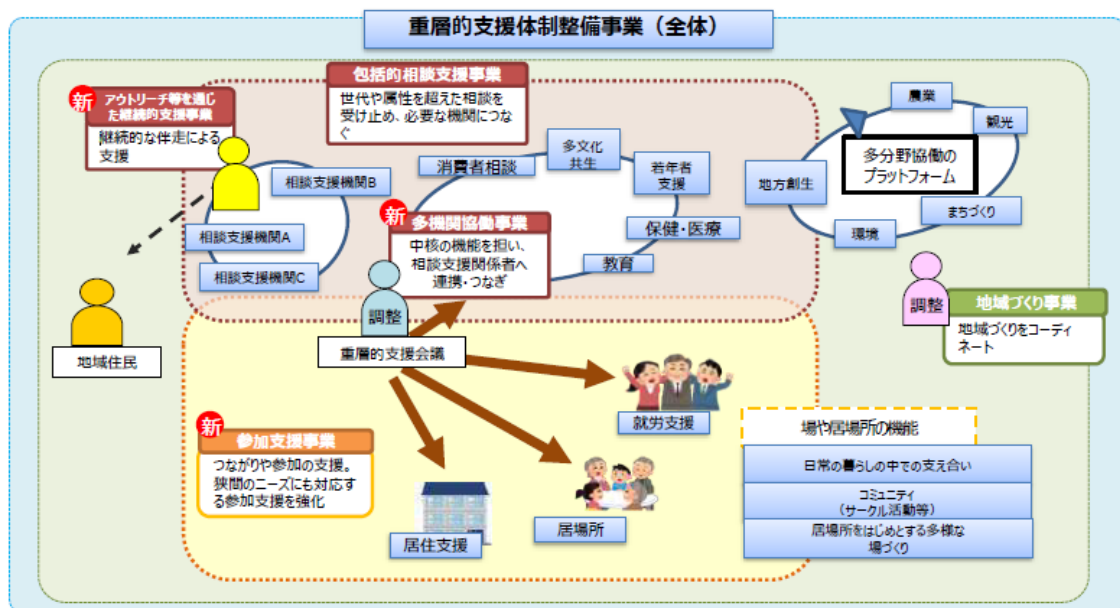
1. 計画策定の背景と趣旨

少子高齢化や人口減少、核家族化等に伴い社会構造が変化しており、家族機能の低下や地域コミュニティのつながりが希薄化しています。また、福祉人材が不足する中で、住民の暮らしの基盤である地域コミュニティの持続が必要であり、世帯のなかで生活課題が複合化・深刻化しやすく、分野別の社会福祉制度や支援、地域づくりでは解決困難な人々が年々増加しています。

そこで、本町では、第3次武豊町地域福祉計画に地域の包括的な支援体制の構築を位置づけ、すべての方が住み慣れた地域で安心して暮らせる“福祉でまちづくり”を実現するため、計画の推進を図っています。

また、国は令和2年に社会福祉法を改正し、重層的支援体制整備事業（社会福祉法第106条の4）を創設しました。重層的支援体制整備事業は、既存の高齢、障がい、子ども、生活困窮の相談支援等の取組を活かしつつ、複雑化かつ複合化した地域生活課題に対応するため、分野を超えた関係機関と地域住民等との連携・協働の下で、「包括的な相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的で包括的な支援体制を構築するものです。

重層的支援体制整備事業実施計画（以下、「本計画」という。）では、本町における重層的支援体制整備事業に関する取組事項について記載しています。



出展：厚生労働省 令和2年度「相談支援包括化推進員等への支援と人材養成育成事業」資料

2. 事業の目的・目標

重層的支援体制整備事業は、高齢、障がい、子ども、生活困窮の分野を超えた多様な専門職と地域住民等との協働による包括的な相談支援体制と住民主体の課題解決体制を構築することが目的です。

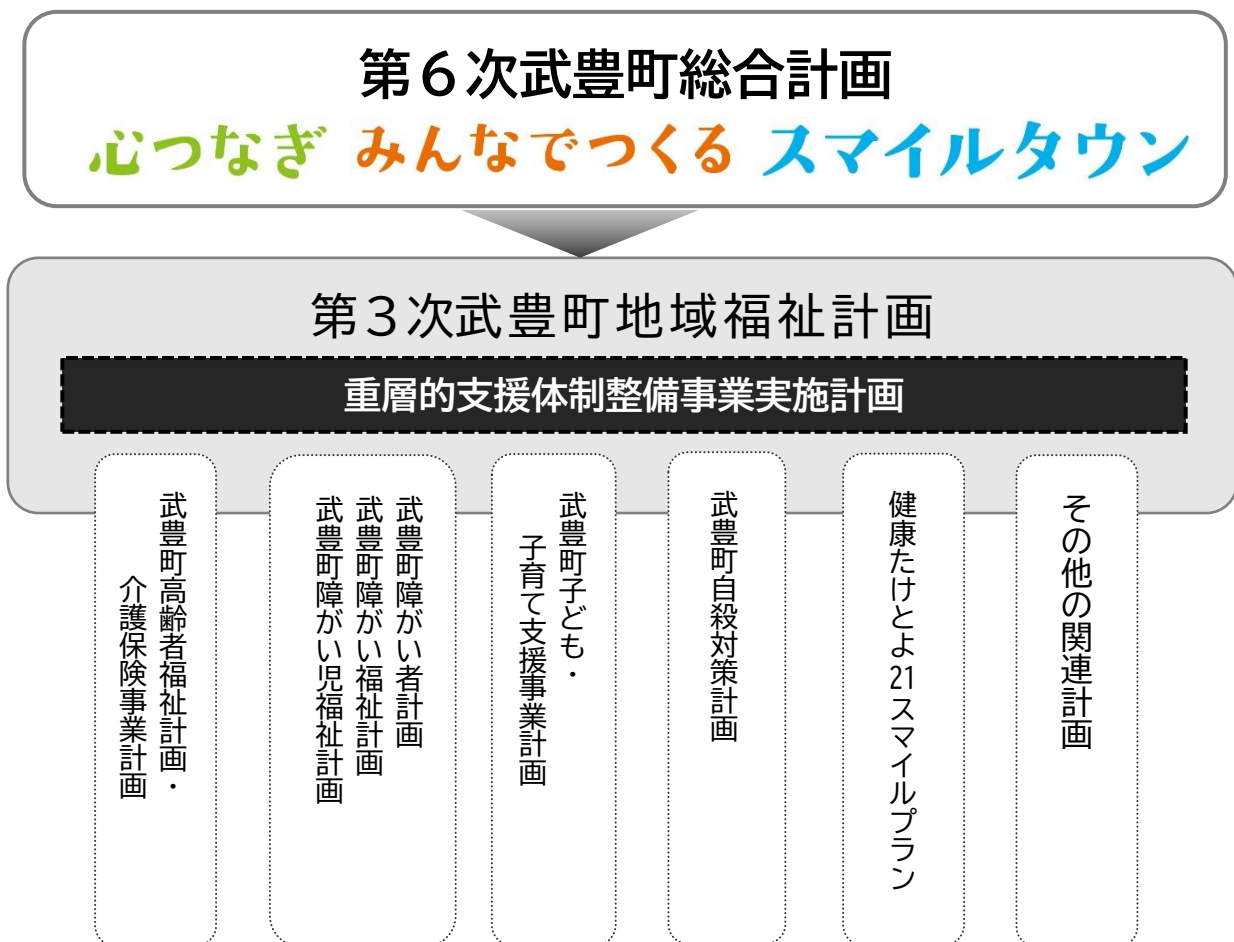
地域住民が様々な分野の活動に参加する機会を確保して、制度の狭間や社会的孤立・排除という課題に対しても、分野を超えた関係機関と地域の関係者が話し合い、共通の目的を持ちながら課題を解決し、地域福祉の推進を図ります。

3. 計画の位置づけ・基本方針

本町では、第6次武豊町総合計画における地域福祉分野の施策を具体化するために第3次武豊町地域福祉計画を策定しています。

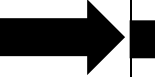
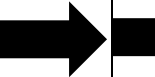
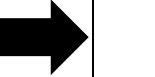
第3次武豊町地域福祉計画では、包括的な支援体制の推進として、重層的支援体制整備事業を実施する背景を整理し、体制図を整理しています。

本計画は、重層的支援体制整備事業の具体的な提供体制に関する事項について記載し、本町の事業実施に係る具体的な計画を定めるものです。



4. 計画の期間・評価方法

計画期間について、第3次武豊町地域福祉計画は、令和5年度から令和9年度までの5か年計画ですが、本計画は重層的支援体制整備事業の具体的な内容について示し、毎年度評価・見直しを行います。

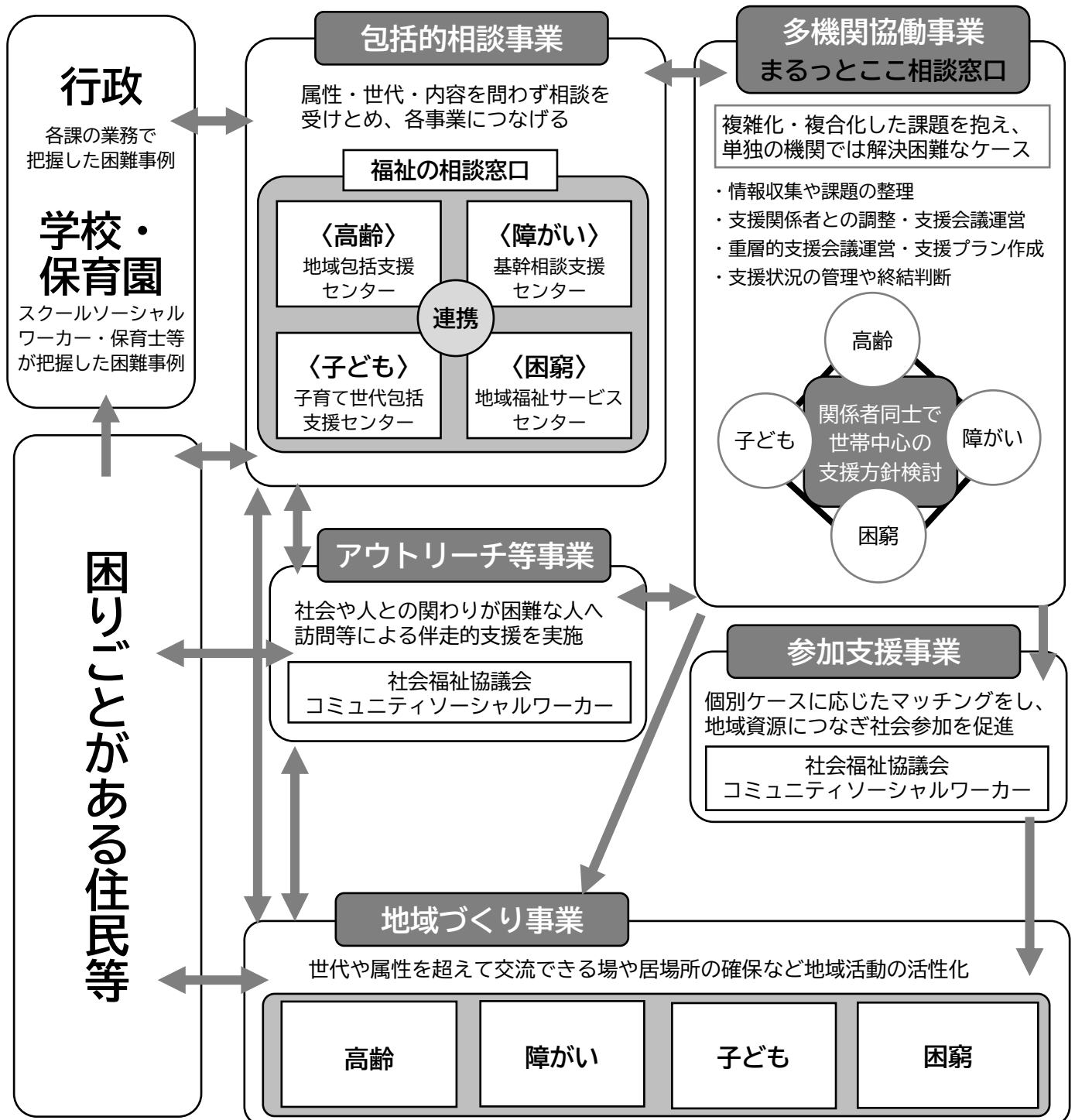
計画	2023	2024	2025	2026	2027
	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
第3次 武豊町地域福祉計画	令和5年度～令和9年度				
武豊町重層的支援 体制整備事業実施計画					

5. 事業の構成

重層的支援体制整備事業では、市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することを必須にしています。社会福祉法第106条の4第2項に規定し、上記の3つの支援を第1～3号に規定し、それを支える事業として第4号以降を規定しています。

1. 包括的相談支援事業 社会福祉法第106条の4第2項第1号	属性や世代を問わず包括的に相談を受ける 支援機関のネットワークで対応 複合化した課題は多機関協働事業につなぐ
2. 参加支援事業 社会福祉法第106条の4第2項第2号	社会とのつながりを作るための支援 利用者のニーズを踏まえたマッチング 本人への定着支援と受け入れ先の支援
3. 地域づくり事業 社会福祉法第106条の4第2項第3号	世代等をを超えて交流できる場を整備する 交流・参加の機会を生み出すコーディネートをする 地域活動の活性化を図る
4. アウトリーチ等を通じた 継続的支援事業 社会福祉法第106条の4第2項第4号	支援が届いていない人に支援を届ける ネットワークの中から潜在的な相談者を見つける 本人との信頼関係の構築に向けた支援
5. 多機関協働事業 社会福祉法第106条の4第2項第5号	市町村全体で包括的な相談支援体制を構築 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす 支援関係機関の役割分担を図る

6. 実施体制図 （第3次武豊町地域福祉計画 12 ページに掲載）



7. 事業計画

5. 事業の構成を推進するために、高齢、障がい、子ども、生活困窮の分野を超えた相談支援体制と住民主体の課題解決体制の構築を目指すために、下図の対象事業のとおり事業を実施します。

		機能	対象事業
第1号	ア	包括的相談支援事業	【高齢】地域包括支援センターの運営
	イ		【障がい】障害者相談支援事業
	ウ		【子ども】利用者支援事業
	エ		【生活困窮】自立相談支援事業
第2号		参加支援	既存の取組では対応できない狭間のニーズへの対応
第3号	ア	地域づくり事業	【高齢】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	イ		【高齢】生活支援体制整備事業
	ウ		【障がい】地域活動支援センター事業
	エ		【子ども】地域子育て支援拠点事業
	オ		【生活困窮】生活困窮者支援等のための地域づくり事業
第4号		アウトリーチ	訪問等により継続的につながり続ける機能
第5号		多機関協働	世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能
第6号		支援プラン作成	※多機関協働と一体的に実施

（1）包括的相談支援事業

本事業は、高齢、障がい、子ども、生活困窮の分野の既存の相談支援機関が地域の様々な関係機関と連携を図りながら、相談者の世代や属性を超えた包括的な相談支援を実施します。また、世帯全体の複合的な生活課題や制度の狭間にある問題には、関係機関や地域住民等と連携して、包括的な相談支援体制を整備します。

ア 地域包括支援センター運営事業【高齢】

担当課	福祉課（高齢担当）
事業内容	介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46に基づき、高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられるよう、介護保険やその他の福祉サービスを適切に利用するため、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員などの専門スタッフが、総合的な相談や権利擁護、介護予防のケアプラン作成などの様々な支援を行う。
主たる支援対象者	65歳以上の高齢者等
実施方式	委託
実施場所（予定）	思いやりセンター：武豊町字長尾山2番地
実施体制	社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員をそれぞれ2人配置し、生活の安定のために必要な支援を行う

イ 障害者相談支援事業【障がい】

担当課	福祉課（社会福祉担当）
事業内容	障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 2 条に基づき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等、必要な支援を行うとともに、対象者に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の対象者の権利擁護のために必要な援助を行う。
主たる支援対象者	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者、または発達障がい者やその家族及び介護を行うもの
実施方式	委託
実施場所（予定）	ゆめじろう相談支援事業所（主に身体障がい・知的障がい） ：武豊町大字富貴字外面 85 番地 2 知多南部障害者地域生活支援センターわっぱる（主に精神障がい） ：武豊町大字富貴字小桜 176 番地 1
実施体制	各事業所において、次に掲げる人員を常勤換算で合計して 3 人以上配置し、そのうち 1 人以上は、常勤かつ専従の人員を配置 (1) 主任相談支援専門員又はそれと同等の職務遂行能力及び職務経験があると発注者が認めた者であり、社会福祉士、保健師もしくは精神保健福祉士等であって、障害福祉に関する相談支援機能を強化するために必要と認められる相談支援専門員 1 人以上かつ常勤換算で 0.5 人以上 (2) 相談支援従事者現任研修を修了した者又はそれと同等の職務遂行能力及び職務経験があると発注者が認めた者であり、社会福祉士、保健師もしくは精神保健福祉士等であって、障害福祉に関する相談支援機能を強化するために必要と認められる相談支援専門員 1 人以上かつ常勤換算で 1 人以上 (3) 相談支援従事者初任者研修を修了した者、社会福祉士又は精神保健福祉士 1 人以上

ウ 利用者支援事業【子ども】

担当課	子育て支援課
事業内容	子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条第 1 号に基づき、子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施する。 【基本型】 (1) 利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行う (2) 地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行う (3) 家庭訪問型子育て支援として、子育てに関する全般的な相談や子育てサービスに関する情報を提供する (4) 子育て支援センター事業の中で、子育てに関する全般的な相談、利用支援等を行う

	【母子保健型】 母子保健コーディネーターを配置し、妊娠期から子育て期に渡るまでの母子保健や育児に関する様々な相談に対応し、きめ細やかな支援と関係機関との連絡調整を実施する。 (1) 母子健康手帳交付時の個別面接及び支援プランの作成を行う (2) 子育てに関する相談に対応する (3) 関係機関との連絡調整、サービス調整会議を実施する
主たる支援対象者	妊産婦及び、子育て家庭の親とその子ども
実施方式	【基本型】 南部子育て支援センター 【母子保健型】 保健センター
実施場所	【基本型】 南部子育て支援センター：武豊町大字富貴字外面 77 番地、町内全域 【母子保健型】 保健センター：武豊町字中根四丁目 83 番地、町内全域
実施体制	令和 7 年度中にこども家庭センター設置予定。統括保健師、保健師、社会福祉士、保育士、臨床心理師で構成されるチームで相談業務、保育園等巡回を実施予定。子育て世代包括支援センターで実施した切れ目のない支援を継続し、児童精神科医のスーパーバイズを月一回実施し、より専門的な支援の充実を目指す。

エ 生活困窮者自立相談支援事業【生活困窮】

担当課	福祉課（社会福祉担当）
事業内容	一時的な相談支援として、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び、助言、県との連絡調整、自立支援事業の利用勧奨その他の必要な援助等を行うことにより、生活困窮者に身近な行政機関における支援体制の構築を図る。
主たる支援対象者	生活困窮者を中心に、社会的に孤立する者等
実施方式	委託
実施場所（予定）	思いやりセンター：武豊町字長尾山 2 番地
実施体制	常勤換算 1.45 人工

（２）参加支援事業

参加支援は、複雑化・複合化しているような既存の制度では支援が困難な事例について、相談支援を通して対応する方のニーズを把握し、地域の活動等につなげ、定着していけるようコミュニティソーシャルワーカーを中心に各分野の専門的な相談機関などと連携し、社会的孤立防止への取り組みを行う。

担当課	福祉課（社会福祉担当）
事業内容	相談支援で掘り起こされた対象者について、コミュニティソーシャルワーカー等と連携し、地域への参加ができるようつなげる。また、地域で活動できる事業等を把握し、社会参加の受け皿を整備する。
主たる支援対象者	相談支援による支援対象者
実施方式	委託 実施体制：常勤換算 1.15 人工
活動場所等	町内全域
成果目標	重層的支援会議の対象ケースのうち、1 件以上年度内に終結とする

(3) 地域づくり事業

既存の地域づくり関係の事業の取組を活かしつつ、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行うことを目的としている。

世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を確保し、健康づくりや生きがい、多世代交流、就労、子育て支援などの多様な活動と人々とをコーディネートすることにより、支え合いの地域づくりに取り組む。

ア 地域介護予防活動事業【高齢】

担当課	福祉課（高齢担当）
事業内容	憩いのサロンなど住民主体による定期的な利用が可能な自主的な通いの場づくりを支援するとともに、自主的な通いの場が継続できるよう、介護予防に関する知識技能を持った講師を派遣する。 目標値：憩いのサロン延べ参加人数 10,000 人（第9期武豊町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（令和6年度～8年度）より）
活動の対象	65 歳以上の高齢者等
実施方式	委託
活動場所	町内全域

イ 生活支援体制整備事業【高齢】

担当課	福祉課（高齢担当）
事業内容	ボランティアやNPO、民間企業など多様な主体が生活支援や介護予防サービスを提供する体制の構築を目指し、生活支援等のサービスの資源開発や担い手の養成、地域のネットワーク形成などを行う生活支援コーディネーターを配置して、支え合いの地域づくりを推進する。 目標：新たな協議体を作り、必要な人に必要な支援が行き届く体制整備を検討する。（第9期武豊町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（令和6～8年度）より）
活動の対象	地域住民
実施方式	委託
活動場所	町内全域

ウ 地域活動支援センター設置事業【障がい】

担当課	福祉課（社会福祉担当）
事業内容	障害者総合支援法第77条に基づき、障がい者等の通いによる創作的活動等の機会を設ける。また、精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化に向けた調整や障がいに対する理解促進を図るための普及啓発事業を行う。 目標値：241 人（1 か月あたり）
活動の対象	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者、または発達障がい者
実施方式	委託
活動場所（予定）	知多南部障害者地域生活支援センターわっぱる ：武豊町大字富貴字小桜 176 番地 1

エ 地域子育て支援拠点事業【子ども】

担当課	子育て支援課
事業内容	地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とし、以下の事業を行う。 1 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 2 子育て等に関する相談、援助の実施 3 地域の子育て関連情報の提供 4 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施 5 その他（親子発達支援事業など） 目標値：3 か所合計 14,976 人
活動の対象	小学校就学前の児童及び保護者
実施方式	直営：北部子育て支援センター、南部子育て支援センター 民営（補助金）：北中根子ども支援センター
活動場所	北部子育て支援センター：武豊町字砂川一丁目 43 番地 北中根子育て支援センター：武豊町字北中根六丁目 6 番地 南部子育て支援センター：武豊町大字富貴字外面 77 番地

オ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業【生活困窮】

担当課	福祉課（社会福祉担当）
事業内容	地域におけるつながりの中で、住民が持つ多様なニーズや生活課題に柔軟に対応できるよう、地域住民のニーズ・生活課題の把握、住民主体の活動支援・情報発信、地域コミュニティを形成する居場所づくり、多様な担い手が連携する仕組みづくりを通じて、共助の取組を活性化させ、地域福祉の推進を図る。 《令和 7 年度事業案》 地域住民ニーズ把握事業：おとなりカフェ 4 会場で毎月開催 目標値：1,540 人（令和 6 年度参加人数見込（1,400 人）から 10%増） 地域住民の活動支援・情報発信：ほっと café 1 会場で毎月開催 目標値：990 人（令和 6 年度参加人数見込（900 人）から 10%増） 居場所づくり：子ども食堂（春休み 4 日間、夏休み 12 日間、冬休み 2 日間） 目標値：参加者アンケートより「次回以降も参加したい」の回答 7 割以上 プラットフォームの展開：バリアフリー映画会 目標値：武豊町社会福祉協議会の活動について「名前も活動も知っている」の回答が 64%以上（令和 6 年度の回答 58%から 10%増）
活動の対象	町民等
実施方式	委託
活動場所	町内全域

(4) アウトリーチ事業

主にひきこもりなどにより、支援につながることに拒否的な人や、必要な支援が届いていない人に支援を届け、継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行い、必要な支援を届ける。

信頼関係の形成が図られ、支援同意が得られた場合は多機関協働事業に移行する。

担当課	福祉課（社会福祉担当）／生涯学習スポーツ課
事業内容	福祉課（社会福祉担当分）：潜在的な相談者を見つける ・民生委員などの地域住民から寄せられた引きこもりなどの情報整理・管理 ・スクールソーシャルワーカーとの連携による不登校の児童・生徒の把握 ・引きこもりなど既存の福祉制度外で支援が必要な人のリスト作成・更新 生涯学習スポーツ課分：相談事業・居場所づくり事業 ・ひきこもりで悩む者やその家族に対して専門知識を有する者が相談助言を行う（年24回開催） ・不登校・ひきこもり支援団体への相談・支援・助言を行う ・ひきこもりで悩む者やその家族に対して交流する居場所を設ける事業を行う（年12回開催・予定）
活動の対象	ひきこもりの本人やその家族
実施方式	委託
活動場所	町内全域
実施体制	福祉課（社会福祉担当分）：常勤換算2人工 生涯学習スポーツ課：（相談事業）社会福祉協議会内で月に2回開催予定 （居場所づくり事業）町内の主要場所で専門職が対応（月1回以上開催予定）

(5) 多機関協働事業

関係者の連携を円滑に行うなど、既存の相談支援機関をサポートし、本町における包括的相談支援体制を構築するもので、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、支援機関の役割分担や支援の方向性の検討を行う。

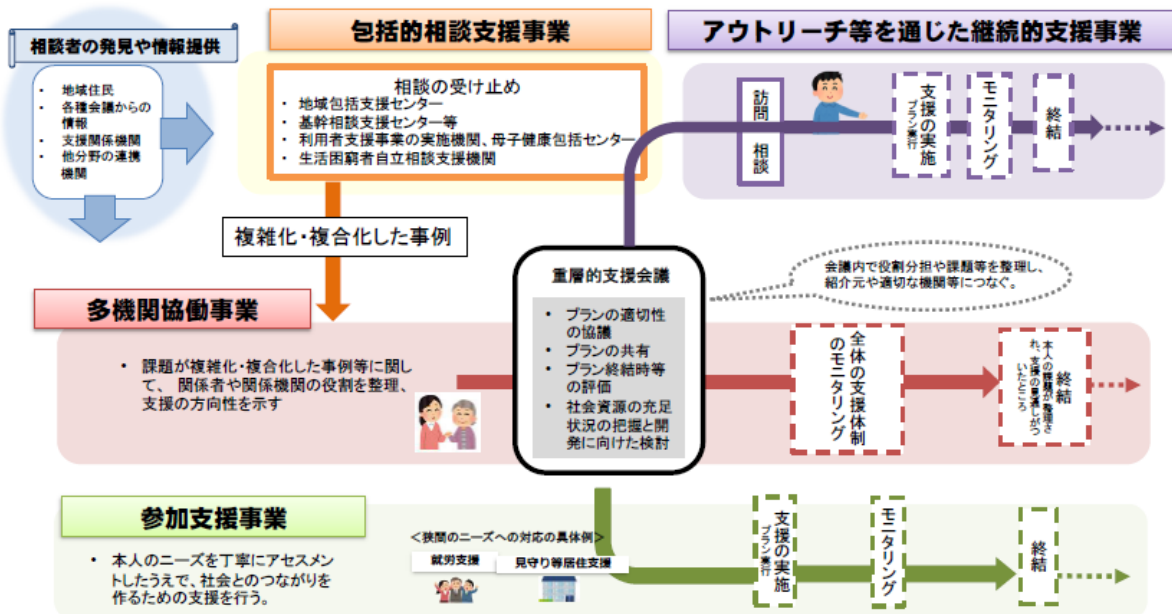
また、重層的支援会議や支援会議も活用しながら、相談支援・参加支援・地域づくりに向けて一体的に支援を行うよう、働きかけを行う。

担当課	福祉課（社会福祉担当）
事業内容	高齢や障がい、子どもや生活困窮といった分野別の相談支援体制の適切な役割分担を図り、地域全体の包括的な支援体制を構築する。 (1)相談受付、(2)世帯全体のアセスメント、(3)支援プランの作成、 (4)支援会議・重層的支援会議の開催、(5)支援状況の進捗管理、(6)支援の評価
実施方式	委託
活動場所（予定）	思いやりセンター：武豊町字長尾山2番地 を中心に町内全域
実施体制・目標	まるっとここ相談窓口における相談体制：常勤換算4.4人 支援会議・重層的支援会議の開催回数：6回以上（定期開催（隔月）に加え、新規ケースの場合は随時開催）定期開催の支援会議や重層的支援会議取り扱う事案は合計で上限12件程度とし、年間3件終結を目標とした支援体制を構築する。

8. 重層的支援体制整備事業の推進体制

(1) 重層的支援体制整備事業の支援フロー

- ア 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受けとめる「まるっとここ相談窓口」を武豊町社会福祉協議会内に設置し、制度の狭間の相談支援を行う。
- イ 各相談窓口などが受けとめた相談のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事案は、多機関協働事業者であるコミュニティソーシャルワーカーにつなぎ、必要に応じて支援会議で関係者間の情報共有を図る。
- ウ 本人同意を得るのが困難である事案の場合、支援会議を開催し、「世帯丸ごと支援プラン」(本人同意なし)を作成し、関係者間の合意形成を図る。
- エ 課題整理の結果、コミュニティソーシャルワーカーは、相談支援事業所や行政等と連携し、各支援機関間の役割分担や支援の方向性を定めた「支援プラン」を作成し、重層的支援会議に諮り、関係者間の合意形成を図る。
- オ 重層的支援会議又は支援会議を通じて、支援関係機関間で支援の方向性に係る合意形成を図り、支援に向けた円滑なネットワークをつくる。
- カ コミュニティソーシャルワーカーは多機関協働事業を中心に、参加支援事業及びアウトリーチ等事業を一体的に実施する。



5

出展：厚生労働省 令和2年度「相談支援包括化推進員等への支援と人材養成育成事業」資料

（２）支援会議と重層的支援会議

重層的支援体制整備事業を効果的に実施するためには、多職種による連携や多機関の協働が重要で、支援会議及び重層的支援会議を通して支援に向けた守秘義務を通して支援に向けた円滑なネットワークづくりを行う。

支援会議は、会議の構成員に対する守秘義務を設け、構成員同士が安心して潜在的な課題を抱える人やその世帯に関する情報の共有等を行うことが可能となる。地域において支援関係機関等がそれぞれ把握していながらも支援が届いていない個々のケースの情報の共有や地域における必要な支援体制の検討を円滑にするために実施する。

また、重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業の中で規定される会議であり、支援関係機関との情報共有に係る本人同意を得たケースに関して、当該ケースのプランの共有や適切性を協議するものとして実施する。

本町における支援会議と重層的支援会議の実施方法

	支援会議	重層的支援会議
主催者	武豊町社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー	
構成員	以下の構成員を基本とするが、内容に応じて関係者等を招集する	
	高齢	福祉課（高齢担当）、地域包括支援センター
	障がい	福祉課（社会福祉担当）、基幹相談支援センター 武豊社協障がい相談支援センター、半田保健所
	子育て	子育て支援課、子育て支援センター（母子・保健）、健康課、 学校教育課、生涯学習スポーツ課
	生活困窮	福祉課（社会福祉担当）、知多福祉相談センター
扱う事案	複雑化・複合化しており、解きほぐしが必要な事案	支援会議を経て、既存の支援関係機関の連携では対応できない事案
会議の役割	・気になる事案の情報提供・共有 ・見守りと支援方針の理解 ・緊急性がある事案への対応	・プランの適切性の協議 ・プラン終結時等の評価 ・地域資源の充足状況の把握と開発に向けた検討
個人情報の共有に関する本人同意	なし （構成員に守秘義務を課す）	あり
作成するプラン	世帯丸ごと支援プラン（重層的支援会議に諮らない場合のみ）	支援プラン
開催頻度	定期開催（偶数月開催） 新規ケースについては、必要に応じた開催	支援会議と併せた進捗管理を行う 新規ケースについては、必要に応じた開催